

上映中止を問う声明

2021年12月1日

「夜明け前のうた」監督 原 義和

映画「夜明け前のうた」を見てくださった皆様
これから映画をご覧になる皆様

文化庁は11月2日、映画「夜明け前のうた」に映画賞優秀賞を贈賞しましたが、4日後に予定していたその記念上映を取りやめました。その後、相次いで行政主催の上映会が中止となっています。

本日12月1日の沖縄市主催の上映会。12月4日の東京・小平市主催の上映会。北海道日高地方の保健所などが主催する12月の「メンタルヘルス映画祭」での上映。いずれも中止となりました。その決定にあたり、私には意見表明の機会はなく、一方的に中止が報告されました。文化庁の方針に倣ったものと思われ、極めて残念です。

この映画は、かつての私宅監置制度に光を当てたものです。私宅監置は、1900年に全国に公布された精神病患者監護法に基づき精神障害者を自宅の小屋などに隔離した行政措置で、日本本土では1950年に廃止されましたが、戦後、米軍統治下に置かれた沖縄では1972年まで残りました。隔離そのものが、精神障害者を隠して見えなくする措置ですが、入院などで隔離措置が終わった後も、家族や周囲の人びとはこの事実について固く口をつぐみ、闇に葬ってきました。その結果として、犠牲の事実がなかったことにされてきました。「夜明け前のうた」は、そうした社会のあり方に抗い、無き者にされた犠牲者の存在を浮かび上がらせようと試みた映画です。

◆文化庁の姿勢を問う

上映中止のきっかけは、映画に対する、あるご遺族の苦情です。私はこのご遺族と対立するつもりはありません。対立すべき真の相手は、私宅監置制度を敷いた日本国家だからです。間違った制度をつくり出した国の無策、無責任がご遺族の反発感情を生み出していると考えています。

文化庁は、私とご遺族の「当事者間の問題」と説明しながら、実際にはご遺族側の意向に従って上映を全面的に取りやめています。上映の取りやめは、表現の全面的遮断になるため、表現の自由に対する最も厳しい制限です。文化庁は、一方では解決は当事者間の問題とし、他方では解決までは上映を認めないとするので、結果的には映画表現を封殺する姿勢をとっています。私はこうした国の姿勢を認めることができません。

私は皆様に諸状況を説明し、文化庁をはじめ行政の中止決定に抗議する責任があると考え、声明を發表します。

◆ご遺族の主張

苦情を申し立てているご遺族は、ある離島で私宅監置されていた犠牲者の子どもさんです。苦情の焦点は、その犠牲者のご長男（苦情申し立てをしている方の兄）が島を出られた後、どのような気持ちだったかを慮って、「心の拠り所が奪われ、戻りたくても戻れない。つらいと思う」と語られた島の女性のインタビューです。

ご遺族は「戻りたくても戻れないというのは“事実”ではない」と訴え、削除を求めておられます。

当該インタビューは、「長男は島を出ていったきりである」という島のお年寄りの証言を受けて島の女性が語ったものです。別の島の男性も、そのご長男は大阪に出て、その後、島ではほとんど見かけていないと話されました。その上で、ご長男の心情を「つらいと思う」と慮ったのがこのインタビューです。

そもそも心の動きについて語られており、“事実”か否かを判断できるものではないはずです。また、そこで語られている「戻る」という言葉は、お盆や正月などに帰省するという意味にとどまらず、島に帰って再びそのコミュニティーの中で暮らしていくことを含んだ言葉です。ご遺族は「何回か島に行っているから、戻りたくても戻れなかったわけではない」と主張されていますが、意味の受け取り方に食い違いがあると思われるので、ご遺族とはこの点の齟齬を解消する機会を作っていきたいと願っています。

◆ご長男の悲しみ

そのご長男は島を出たまま、亡くなりました。映画では、ご長男の娘さんにもインタビューを行なっており、「私宅監置犠牲者だった祖父（ご長男の父）のことを全くといっていいほど教えてくれなかった」というその娘さんの証言も紹介しています。当該インタビューの文脈が伝えているのは、島と一定の距離ができてしまったご長男が心に宿していたであろう『悲しみ』なのです。

そのご一家が住んでおられた家は、私宅監置犠牲者だった父が亡くなった後、ほどなくして解体処分され、さら地にされました。私はその事実を複数の証言等で知りました。家を失ったことは、ご長男が島に戻る意思に乏しかったことを表しているとは受けとめましたし、島に戻りづらい環境になったことを裏付けてもいます。私が話を聞いた島の人の目にも、そのように映っていました。

「心の拠り所」と語られているのは、島のことであり、同時に家のことでもあります。それが奪われ、「つらいと思う」と語るインタビューは人間としての共感性に基づく自然な推察だと思います。そして、伝えなければならない一つの大変な真実だと私は考えています。その根っこに、私宅監置という国家制度の罪責があるからです。

しかしながら、このご遺族が私とは全く違う見解をお持ちであることは確かです。できればその見解を、短い「続編」映画を新たにつくって世に示し、ご遺族の思いも含めて複合的な角度から私宅監置という歴史をどう見るべきか、視聴者にご判断いただく機会をつくりたいと先方のご遺族には提案しているところです。

◆「戻れない」真実とは

精神障害者に対する強制隔離措置の問題を考える時、犠牲者と家族（遺族）の関係は極めて複雑です。檻の内と外に引き裂かれ、家族は罪意識を背負わされました。遺伝病であるという間違った認識や結婚差別などが露骨にあった時代です。だからこそ、私宅監置の歴史は家族によって隠されてきたのです。

一体何が真実なのか、究極的には歴史が判断することです。映画「夜明け前のうた」は、私が捉えた歴史の真実を、人権上の配慮をした上で世に示した私の表現物です。社会から排除され世に知らされることもなく葬り去られてきた『犠牲者』と共にありたいとの一心でつくりました。ですから、上映中止によって犠牲者が再び闇に置かれることを私は認めることができません。

上映中止は再び歴史に蓋をすることです。

映画「夜明け前のうた」を見てご遺族を特定することはできず、ご遺族の社会的評価を貶めるような内容も含まれておらず、映画には人権上の問題はありません。私宅監置制度が犠牲者本人や家族、そして日本社会に何をもたらしたのか、現在の私たちは何を学ぶべきなのか。この映画を上映し、多くの市民の間でそれらを議論・検証する場をこそ、文化庁はもちろん、他に予定されていた上映会主催者も確保すべきであると考えます。

1)

文化庁の上映中止は、他の自治体での上映中止の連鎖を生じさせ、映画表現と言論を封殺する作用を及ぼしています。

中止決定は中立的判断ではなく、ご遺族側の意向のみに従い、表現者の表現の機会を全面的に認めない偏った判断です。社会における表現の自由の価値を貶め、知る権利を奪っています。文化振興を図るべき文化庁としてあるまじき判断と言わざるを得ません。

2)

私は、今後あらためて上映の機会をつくり出し、奪われた知る権利を取り戻し、壊された表現の自由を回復させることを誓います。

なるべく早いうちに、文化庁のある東京都内でこれまでの経緯に関する記者会見、さらに緊急の映画上映会と議論をする場を設けたいと考えています。それらについては、詳細が決まり次第あらためてお知らせします。